

| | | | |
|----|----------|---|---|
| 受付 | 個人質問 | 第 | 号 |
| | 令和 年 月 日 | 時 | 分 |

一般質問＜個人＞発言通告書

令和2年8月26日

長久手市議会議長 殿

長久手市議会議員 わたなべさつ子 ㊞

会議規則第59条第2項の規定により下記のとおり通告します。

| | 質問事項及び要旨 | 備考 |
|---|--|----|
| 1 | <p>新型コロナウイルス感染症継続に伴う生活支援等について</p> <p>厚生労働省調査では、今年に入って解雇や雇い止めが非正規労働者を中心に拡大しており、その数は7月末には4万人を超えており、今年に入って企業規模にかかわらず希望退職を募集する企業も増えている。家計の消費支出も消費税増税を契機にマイナスに陥っており、消費の落ち込みは、企業の売上、設備投資、雇用に打撃を与えている。厚生労働省は生活保護について、3月～5月に繰り返し自治体に通知を出して、速やかな保護決定などを求めている。</p> <p>(1) 生活困窮相談について ア 6月以降の生活保護相談件数、申請件数は何件か。 イ 6月補正予算で議決した「困窮世帯支援金」の申請状況はどのようなか。</p> <p>(2) 就学援助について 新型コロナウイルス感染症の中で、相談件数は増えているか。</p> <p>(3) ひとり親家庭への支援について 相談件数や内容はどのようなか。</p> | |

| | | |
|---|--|--|
| 2 | <p>新型コロナウイルス感染症対応について</p> <p>8月22日長久手市は無症状者も含めて34例目を数えた。陽性者の中で自宅待機を余儀なくされている方の情報が県から一切得られず、日進市などでは買い物サービスなど陽性者や濃厚接触者への支援制度を作ったのに、必要な情報が県から全く得られていないので、支援の手が届かないとの声がある。長久手市においても、今議会に新型コロナウイルス感染症対策緊急支援物資等支給事業109万5,000円の補正予算を計上し、新型コロナウイルス感染者又は濃厚接触者のいる世帯で、親族や知人の援助を受けることができない世帯に、緊急支援として生活物資と生活資金を届けるとしている。</p> <p>(1) 市は感染者の情報をどのように把握しているのか。</p> <p>(2) 県との情報の共有化は図られているか。</p> <p>(3) 政令市や中核市・それ以外の市町村との情報の共有化についてはどうか。</p> | |
| 3 | <p>通所介護事業所への補助について</p> <p>厚生労働省が新型コロナウイルス感染症拡大による減収対策として、介護保険のデイサービスやショートステイ事業者に介護報酬の上乗せを認める「特例措置」を通知した。保険給付の上限額は変わらないため、保険のはみだした部分が「自費」となり、自己負担が増えたケースが生まれた。この問題で長野県飯田市は利用者の負担なく介護事業者を支援するため、「特例措置」を算定しない事業者に、介護報酬の上乗せ額に相当する補助金を交付すると決めた。同市は、補助金の概要説明の中で、『国の「特例措置」の「課題」として、「サービス事業者から利用者に対して通常とは異なる介護報酬を請求する明確な根拠を示すことができない。」利用者の同意が前提であるため、同意を得られた利用者として得られない利用者として不公平が生じる場合がある」と指摘している』が、本市はどのような対応か。</p> <p>(1) 市からの周知や問い合わせについての対応はどのようにしているか。</p> <p>(2) 自己負担の増えた人はあったか。その人数はどうか。その費用の対応についてはどうか。</p> <p>(3) 「特例措置」の同意をした利用者が、後日、同意を取り消すことは可能か。</p> | |

| | | |
|---|---|--|
| 4 | <p>安心安全の生活交通保障と自治体の責務について</p> <p>長久手市第8次高齢者福祉計画及び第7期介護保険事業計画では長久手市の高齢者の状況において、外出の目的は「買い物」(78.6%)、「通院」(45.6%)、一方外出を控えている人においては、「交通手段がない」という回答が11.8%であり、特に長久手小学校区、東小学校区で多くなっている。第7期介護保険事業計画の主な取組としてN-バスの利便性向上がある。第2次長久手市地域福祉計画・長久手市地域福祉活動計画(2019年3月)、基本目標3みんなに「届く」安心なまち 基本政策(7)ずっと住み慣れた地域で元気に暮らせる環境づくりの主な事業に『あったかあど事業』として高齢者の社会参加、外出促進して健康寿命を延ばすことなどがうたわれている。</p> <p>高齢者の生活に欠くことのできない生活の足としての交通を自治体の責務としてどのように保証していくのか。</p> | |
| 5 | <p>新型コロナウイルス感染症拡大における施策について</p> <p>令和2年7月2日、全国知事会・全国市長会・全国村長会は、「新しい時代の学びの環境整備に向けた緊急提言」を出した。そこでは、①少人数編成を可能とする教員の確保、②GIGAスクールサポーター等のICT教育人材の配置充実③更新費用やランニングコスト等も含めたICT環境整備に必要な財政措置の拡充などの学校教育環境の整備を早急に図る要望を出した。</p> <p>7月30日には小中高校などの校長会会長らが、萩生田光一文部科学相に少人数学級の実現などを要望した。萩生田光一文部科学相は衆院文部科学委員会で、新型コロナウイルス後の学校の在り方について、小中学校での40人学級の見直しも含めて検討をすとの考えを示した。</p> <p>(1) 文部科学省は8月6日に学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル「学校の新しい生活様式」を出した。これまで(前回:6月)と大きく変わったところは何か。</p> <p>(2) 学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルによるレベル2の長久手市の学校において感染症対策の重点とするところは何か。</p> <p>(3) 長久手市は新型コロナウイルス感染症拡大防止策における少人数での学級編成(40人から20人など)についてどのような考えか。</p> | |